広報 青空と緑と産業の町

昭和 2月号

「悪魔っぱらいー！」

伝統の小正月の子供獅子舞
元気いっぱいの掛け声で家々を巡るお獅子が
邪気を払い一年の無病息災を願います

2014
平成26年2月1日発行 No.436
町の鳥：ひばり　町の花：れんげ　町の木：乙女椿

目　次

税の申告のお知らせ ……P2~3
職員給与・定員等の公表 ……P4~5
各種お知らせ ……P6~8
（施設使用料改正、児童手当支給日、健康フェスタほか）
きらり昭和人／寄付報告 …… P9
まちのわだい …… P10~12
各種たより（教育昭和、社協だよりほか） P13~20
暮らしの情報／川柳ほか …… P21~23

まちの動き　1月1日現在（前月比）

人口	18,884人 [703]	(+84 [+45])
男	9,593人 [321]	(+60 [+32])
女	9,291人 [382]	(+24 [+13])
世帯数	7,932戸 [388]	(+67 [+45])

※内、[ ]は外国人数
※平成24年7月9日から人口・世帯数は外国人住民を含んだ数

税の申告のお知らせ

確定申告が間近となりましたが、申告の準備はお済みですか？

税の申告は、納税者の皆さんが自ら収入等の申告を行うことで一年間の所得と納めるべき税額を確定し、不足していた税金を納めたり、逆に給与天引きなどで納めすぎていた税金の返金（還付）を受ける制度です。

町では、前年の収入状況をもとに、町民税の申告が必要と思われる方に申告書をお送りしています。申告書が届かない場合でも、申告はできますので、ご自分の収入を確認して早めの申告をお願いします。

町・県民税の申告のご案内

町・県民税の申告が必要な方

①平成26年1月1日現在で町内に住んでいる方

※ただし次の方は、町・県民税の申告の必要はありません。

- 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- 年末調整が済んでいる給与所得者または年金収入のみの方で、支払者から税務課に給与支払報告書が提出されている方

②平成25年中に所得がなくても次のいずれかに該当する方

- 国民健康保険に加入の方
- 介護保険第1号被保険者の方
- 後期高齢者医療の被保険者の方
- 所得証明、課税（非課税）証明等を必要とする方
- 誰の扶養にもなっていない方
- 町外に居住する方の扶養親族になっている方

申告をしないと次のことが受けられない場合があります

- ○国民健康保険・後期高齢者医療制度による保険料の軽減
- ○自己負担額の軽減・高額医療費の限度額・入院時食事負担額の判定
- ○介護保険各種減額証の交付
- ○高額介護サービス費の負担上限額の判定

年金収入のある方へ

役場で社会保険料や地震保険料などの所得控除を受ける申告をすると、翌年度に課税される町県民税が少なくなる場合があります。

なお、公的年金等の収入額が400万円未満であり、かつその他の所得金額が20万円未満の方は、確定申告の必要がなくなりましたが、住民税の申告は必要となりますので、ご注意ください。

町・県民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の町・県民税で住宅ローン控除の適用を受けることができます。

町が、所得税確定申告の添付書類の写し、給与支払報告書等から控除額の計算を行いますので、町・県民税の申告の必要はありませんが、所得税確定申告をされる方は申告書の「特例適用条文」の欄に必ず居住年月日を記入してください。

消費税率の引き上げに伴い、平成26年度中に「臨時福祉給付金（仮称）」の支給が予定されています。

支給対象者は、町民税（均等割）が課税されていない方（一部除外者あり）ですが、町民税の申告義務のある方は、町民税の課税の有無にかかわらず申告が必要となりますので、ご注意ください。

所得税の確定申告のご案内

所得税の確定申告が必要な方

①営業や農業などの事業所得がある方

②地代や家賃収入といった不動産所得などがある方

③給与所得者で次のいずれかに該当する方

- 平成25年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方で、年末調整をされなかった給与等の収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方

④医療費控除を受けようとする方

⑤保険の満期返戻金などの一時所得のある方

⑥平成25年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除額を超える方

⑦土地や建物等の不動産やゴルフ会員権・株式といった資産を譲渡した方

※ただし、株式の譲渡については、証券会社の特定口座で源泉徴収を選択している場合を除きます。

なお、譲渡所得の申告については、収用事業に関するものを除き、税務署で行っていただきます。

※申告不要の上場株式の配当または譲渡所得があった方は、確定申告をすると所得税・町県民税が還付されることがあります。ただし、この所得が、町・県民税の所得金額に算入されますので、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などが変更になる場合があります。

甲府税務署の申告書作成会場

甲府税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の申告書作成会場を次のとおり開設します。

場所 甲府税務署
（甲府市丸の内一丁目1番18号）
甲府合同庁舎5階）

日時 2月7日（金）～3月31日（月）
午前9時～午後5時

※混雑する場合は、早めに受付を締め切ることがあります。

※土曜、日曜および祝日を除く。
ただし、2月23日（日）と3月2日（日）は開設します。

地区別申告相談日程表

町では、2月17日（月）から3月17日（月）までの間、税の申告相談を行います。

申告期間中の混雑を避けるため、次のとおり地区別に相談日を設けていますが、特に、初日は大変な混雑が予想されます。比較的すいている週の半ばや午後をご利用ください。

相談日	対象地区
2月17日(月)～2月21日(金)	西条一区・西条二区・清水新居
2月24日(月)～2月28日(金)	西条新田・押　越・河東中島
3月 2日(日) 午前のみ	全地区
3月 3日(月)～3月 7日(金)	紙漉阿原・築地新居 飯　喰・河　西
3月10日(月)～3月14日(金)	上 河 東・上河東二区
3月17日(月)	全地区

◆受付時間　午前9時～11時30分
午後1時～4時
◆相談場所　役場庁舎裏　別棟2階会議室
◆問い合わせ　税務課（☎275－8265）

※日曜は、3月2日（日）の午前中に限り相談を受け付けます。
地区の限定はありません。

問い合わせ　役場税務課（☎275―8265）・甲府税務署（☎254―6105）

町職員の給与・定員等を公表します

昭和町には、平成25年4月1日現在で１００人の職員が勤務し、町民生活に関わる様々な分野で行政サービスを行っています。
職員の給与と定数は、地方公務員法に基づき、町議会の議決を経て町の条例で定められています。町職員の給与と職員数等の状況は、次のとおりです。

1 人件費等の状況

（平成25年3月31日現在）

1. 人件費の状況

（平成24年度普通会計決算）

人　口	18,538 人
歳出額（A）	71 億 9,254 万円
実質収支	3 億 503 万円
人件費（B）	8 億 1,909 万円
人件費率（B / A）	11.39%
23 年度人件費率	11.19%

＊「人件費」には町議会議員、農業委員、区長などの各種行政委員報酬を含む

2. 職員給与費

（平成24年度普通会計決算）

職員数 A		88 人
給与費	給　料	320,244 千円
	職員手当	69,757 千円
	期末・勤勉手当	120,343 千円
	計 B	510,344 千円
1 人当たり給与費 B/A		5,799 千円

＊「職員数」は平成24年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数
＊「職員手当」には退職手当を含まない

3. ラスパイレス指数

	平成 24 年度
昭和町	94.5
山梨県	100.1
国	100

昭和町では、国からの要請に基づき、平成25年7月から26年3月までの間、下記の給料削減を実施しています。
①町長他特別職　△8%
②職員　△2.2%
③町議会議員　△3%

＊ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額・初任給等の状況

1. 職員の平均給料月額・平均年齢等（平成25年4月1日現在）

職　種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.3 歳	31万6,000円	37万　500円
技能労務職	52.1 歳	24万3,300円	25万9,700円

＊「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給（給料月額）の平均
＊「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる地域手当、扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したもの

2. 職員の初任給（平成25年4月1日現在）

区　分		決定初任給	2 年後の給料額
一般行政職	大学卒	17 万 2,200 円	18 万 4,200 円
	高校卒	14 万　100 円	14 万 8,500 円
技能労務職	高校卒	13 万 7,200 円	14 万 5,500 円
看護保健職	大学卒	19 万 8,300 円	20 万 8,400 円

3. 職員期末手当・勤勉手当（平成25年度支給割合）

	期末手当		勤勉手当	
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
	計		計	
昭和町	1.225 月分	1.375 月分	0.675 月分	0.675 月分
	2.60 月分		1.35 月分	
国	1.225 月分	1.375 月分	0.675 月分	0.675 月分
	2.60 月分		1.35 月分	

3 特別職の報酬等の状況

（平成25年4月1日現在）

1. 町長等特別職

区分	給料月額	期末手当	
町　長	74万円	6月期	1.90月分
副町長	59万円	12月期	2.05月分
教育長	56万5,000円	計	3.95月分

2. 町議会議員

区分	月額報酬	期末手当	
議　長	28万円	6月期	1.45月分
副議長	21万4,000円	12月期	1.65月分
議　員	18万9,000円	計	3.10月分

4 職員数等の状況

（平成25年4月1日現在）

1. 一般行政職の級別職員数

一般行政職：対象100人

5級	4級	3級	2級	1級
課長・主幹	副 主 幹	副主査・係長・主査	主任	主事・主事補
10人	25人	26人	11人	20人
(10%)	(25%)	(26%)	(11%)	(20%)

6級　参事課長　8人（8%）

2. 部門別職員数

部門		職員数 24 年度 (H24.4.1)	職員数 25 年度 (H25.4.1)	対前年増減数
一般行政部門	議　会	2	2	0
	総　務	21	20	△ 1
	税　務	9	9	0
	民　生	12	12	0
	衛　生	11	11	0
	産　業	19	19	0
	小　計	74	73	△ 1
特別行政部門	教　育	14	14	0
	小　計	14	14	0
普通会計計		88	87	△ 1
公営企業等	下水道	5	5	0
	その他	8	8	0
	小　計	13	13	0
合　計		101	100	△ 1

＊普通会計は、一般行政部門と特別行政部門をあわせた数

職員定数について

現在町では、限られた職員数で町民の皆様に昭和町に住んでよかったと言っていただけるまちづくりに職員一丸となり取り組んでいます。しかし、新たな行政課題、福祉の充実、権限移譲事務などへの対応のためには専門的な職員が必要と考え、今後、福祉関連職員等の採用を図るため現在の職員定数を増員したいと考えています。

職員採用に当たりましては、機構改革や事務事業の見直しなど最小限の経費で最大限の効果を図るように努めて参りますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

5 職員の主な研修実績の状況

（平成25年4月～12月）

●山梨県市町村職員研修所研修
階層研修、専門研修、特別研修
（延べ 92 人）

6 職員の懲戒処分の状況

（平成25年4月～12月）

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

問い合わせ　役場総務課　総務係（☎275-8153）

施設使用料 改正のお知らせ

体育館やグラウンド等の施設使用料は、各施設の料金設定以来、平成元年の消費税導入後も値上げをせず、低料金での提供に努めてまいりました。しかし、電気料等の運営経費の上昇が見込まれるため、4月使用分から施設使用料を改正することとなりました。

皆様にはご負担をいただくこととなりますが、適切な維持管理と受益者負担のため、ご理解ご協力をお願いいたします。なお、次に記載のないその他の施設の利用料金は、4月以降も変更ありません。

押原公園管理施設

問い合わせ　都市整備課　公園管理係（☎275-8413）

●押原公園

押原公園会議室は、現在、「大」と「小」の２つの区分としていますが、4月からは新たに、より小さな会議室利用のための区分を設け、会議室の大きさ別に「大」「中」「小」の3段階での料金を設定します。また、4月以降、冷暖房の使用を伴う場合は、料金が5割増しとなります。

利用料金の単価は、新たに新設される「小」区分以外、変更はありません。

施設名	区分（収容目安）	時間帯	料金
会議室	大（60人まで）	半日	800円
		1日	1,400円
		夜間	1,000円
	中（20人まで）※従来の小	半日	600円
		1日	1,100円
		夜間	800円
	小（10人まで）※新設	半日	400円
		1日	700円
		夜間	400円

教育委員会管理施設

問い合わせ　町教育委員会　生涯学習課（☎275-8641）

●グラウンド

施設名	区分	時間帯	料金 現在	料金 改正後
押原小学校		夜間（1時間）	800円	900円
押原中学校	全面	夜間（1時間）	1,500円	1,800円
	半面	夜間（1時間）	750円	900円
西条小学校	全面	夜間（1時間）	1,200円	1,800円
	半面	夜間（1時間）	600円	900円
常永小学校	全面（野球）	夜間（1時間）	1,300円	2,000円
	半面（ソフト）	夜間（1時間）	700円	1,000円
釜無工業団地	全面（野球）	早朝・夕方	400円	500円
		午前・午後	1,000円	1,300円
		1日	1,500円	2,000円
		夜間（1時間）	1,300円	1,800円
	半面（ソフト）	早朝・夕方	300円	400円
		午前・午後	600円	900円
		1日	1,000円	1,500円
		夜間（1時間）	700円	900円

※ 夜間料金は1時間あたりの単価。その他の時間帯は設定時間帯すべての利用料金。

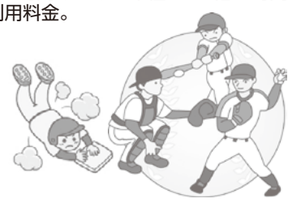

●テニスコート

施設名	区分	時間帯	料金 現在	料金 改正後
釜無工業団地運動公園	1面	早朝・夕方	100円	500円
		午前・午後	200円	1,000円
		1日	400円	2,000円
		夜間（1時間）	300円	700円
常永公園	1面	夕方	100円	200円
		午前・午後	200円	400円
		1日	400円	800円
		夜間（1時間）	300円	500円

※ 夜間料金は1時間あたりの単価。その他の時間帯は設定時間帯すべての利用料金。常永公園の早朝貸し出しはありません。

●体育館

施設名	区分	時間帯	料金 現在	料金 改正後
西条小学校		1時間	300円	500円
常永小学校		1時間	300円	500円
地域交流センター	全面＊	1時間	1,000円	1,800円
総合体育館	全面＊	1時間	2,400円	2,600円
	1/3面	1時間	800円	900円
	1/6面	1時間	500円	600円
武道場（総合体育館）	全面	1時間	800円	1,000円
	半面	1時間	500円	500円

※ ＊印施設を半面利用の場合は全面料金の半額

児童手当支給日のお知らせ

支給日と支給額

２月10日は児童手当の支給日です。今回は、昨年10月から1月までの４か月分を口座振込で支給します。支払日を迎えたら、通帳に記帳しご確認ください。当日、口座に振り込まれる時間は、金融機関ごとに差がありますのでご注意ください。

支払額は子供の年齢によって金額が異なります。次の表を参考にしてください。

なお、氏名変更などにより、口座の名義も変更した方は口座の名義変更の手続きが必要になりますので町民窓口課にて手続きをお願いします。

年齢	金額
３歳未満	15,000円
３歳以上	10,000円（※）
中学生	10,000円
特例給付	5,000円

※ 3歳以上小学校終了前の第3子以降の子供は15,000円

現況届を提出ください

児童手当を受給するには「現況届」の提出が必要です。平成25年6月の現況届の提出が確認できていない方には、現況届の再通知と児童手当の差し止め通知をお送りしています。前回の支払日（平成25年10月10日）に児童手当が振り込まれていないという方は、差し止めの場合があります。届け出を忘れていたという方は、至急、役場町民窓口課までご提出ください。

なお、現況届は、所得制限額以上の所得があり「特例給付」となる方も、必ず提出をお願いします。

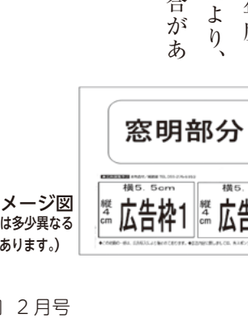

問い合わせ　町民窓口課　児童手当担当（☎275−8264）

「児童手当用封筒・後期高齢者医療保険用封筒」広告募集

町では、新たな財源の確保と町民へのサービス向上、地域経済の活性化を図るため、封筒及びホームページバナー広告の募集を行っています。

今回、児童手当用窓あき封筒、後期高齢者医療保険用窓あき封筒広告を募集します。特定の年齢を対象に配布いたしますので、高い宣伝効果が期待されます。この機会に、あなたのお店の広告をご検討ください。問い合わせ、ご応募お待ちしております。

募集広告

①児童手当用窓あき封筒
- 印刷枚数：5,000枚
- 募集枠数：2枠
- 掲載料　：1万円／枠

②後期高齢者医療用窓あき封筒
- 印刷枚数：3,000枚
- 募集枠数：2枠
- 掲載料　：6000円／枠

広告媒体共通仕様

- 封筒規格：洋形0号窓あき封筒
- 広告サイズ：縦4cm×横5・5cm
- 使用期限：平成26年度（封筒在庫状況により、若干前後する場合があります）

応募締切

2月28日（金）

※募集枠数に達し次第締切

イメージ図
（実際とは多少異なる場合があります。）

問い合わせ　総務課　政策秘書係（☎275−8153）

健康フェスタ2014で“元気”を手に入れよう！

食生活改善推進員会・愛育会・いきいき健康課が中心になり、恒例の「健康フェスタ」を開催します。体も心も健康になれる楽しい催しをご用意しています。ご家族揃ってご参加ください。

なお、詳しい内容・時間は、広報折込みのプログラムをご覧ください。

日時 2月8日（土） 午前10時～午後2時

場所 総合会館

催し物・出展内容

オープニング 押原中学校吹奏楽部による演奏

フリーマーケット 品物は来てからのお楽しみ！

親子ふれあいコーナー ①ベビーマッサージ②親子で3B体操

※①②とも事前申し込みが必要です。地区愛育班員またはいきいき健康課へお申し込みください。

健康づくり・介護予防コーナー

足裏・足指体操、ロコモ予防体操、アロママッサージ

食から健康づくり カルシウムたっぷりメニューの試食、おやつづくり体験、スキムミルク入り洋風すいとんサービス

特別参加 甲府昭和高校茶道部 抹茶サービス

＊そのほか、い～なとうふ昭和・みらいファーム・米心亭の販売コーナーもあります

問い合わせ いきいき健康課（☎275－8785）

甲府市上下水道モニター募集

甲府市上下水道局では、水道事業及び下水道事業に関して、お客様からの意見や要望等を、今後の事業運営やお客様サービスの向上に活かすため、「甲府市上下水道モニター」を募集します。

主な活動 事業説明会、施設見学会、研修会、意見交換会等への参加、アンケート調査への回答

応募資格

次の全ての要件を満たす方

○給水区域内に居住し、甲府市の水道を使用している○満20歳以上○平日昼間の会議等に参加できる○上下水道事業に深い関心を持ち公平な意見を述べることができる○上下水道モニターの経験がない

○応募された方の個人情報は、モニター選考以外には利用しません。

委嘱期間 平成26年4月から平成27年3月までの1年間

手当

○研修会等 2000円／回

○アンケート調査への回答 1000円／回

その他

○詳しくは甲府市上下水道局ホームページ（http://www.water.kofu.yamanashi.jp/）をご覧ください。

募集人数 20名

募集期間 2月3日（月）～24日（月）必着

問い合わせ 甲府市上下水道局（☎228－3319）

公平委員が選任されました

12月の定例議会において、昭和町公平委員会委員の選任が提案され、次の1名の方が選任されました。

任期は平成29年3月31日までとなります。

山本（やまもと） 哲（さとし） 氏（河東中島区）

きらり 昭和人

郷土料理一筋！ 辻（つじ） 和夫（かずお）さん（65歳）

河東中島区在住の辻和夫さんは、昭和バイパス沿いで郷土料理ほうとうの店を営む調理師です。昨年11月18日（月）、東京で開催された調理師法施行55周年記念全国大会で、永年にわたってその道一筋に調理技術の向上に尽力した功績が認められ、「厚生労働大臣表彰（調理業務厚労）」を受賞されました。

辻さんが郷土料理ほうとうの店を開いたのは、今から約45年近くも前のこと。今でこそ外食としてのほうとうも馴染みがありますが、当時ほうとうは家で食べるのが当たり前。自家製の味噌や家の畑で採れた野菜を使って、おふくろの味として親しまれていた頃でした。

しかし、「ほうとうは山梨の誇れる郷土料理、山梨の顔であるほうとうを県内外の人に知ってほしい」と、郷土料理ほうとうの専門店として開店したそうです。そして30数年前、知人の勧めで昭和パイパスの開通に併せて今の場所に土地を求め、昭和町に店を設けました。当時は田んぼと畑ばかりで、親戚からは猛反対されたそうですが、本当に良い場所に店を構えられた、と懐かしそうに振り返ります。

ほうとう一筋にかけてきた辻さんに、料理への姿勢を伺うと、「まずいものを出しちょー！」とズバリ一言。「ほうとうは山梨の顔、お客さんに自信を持った料理を出さないと山梨の名が下がる」と、料理へのプライドをにじませました。また、「ほうとうは本当に素朴な料理。素朴だけれど、味噌をこだわってみたり、ちょっと工夫することで後を引く料理にできる」とこだわりも伺い、そんな辻さんの料理に魅せられて、来県するたびに必ず食べにくるお客さんもいるそうです。

自らが中心となって山梨飲食業協同組合を設立し、後進の育成に努めるなど、多岐に活躍される辻さん。今後は、ほうとうの共通レシピなどをまとめて、誰がどこで食べても「ほうとうは旨い！」と思えるようなほうとうブランドの確立にも取り組みたいと抱負を語ってくださいました。

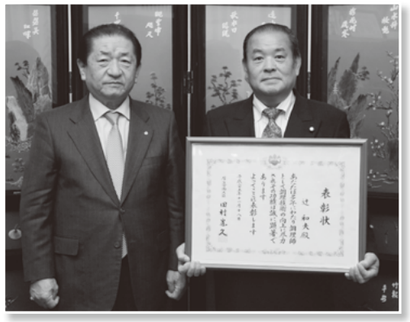

▲受賞報告に訪れた辻和夫さん（右）

善意ありがとうございます

12月18日（水）、築地新居区の前民生委員児童委員協議会会長であった、故 中澤孝造氏の奥様 昭子様とご子息 浩児様から、「昭和町の行政のためにお役立てください」と金10万円の寄付をいただきました。

善意ありがとうございました。

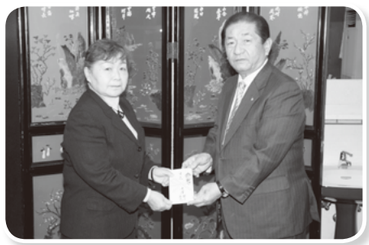

相談です

▶町長と語らいのとき
日時：2月5日（水）
午後1時30分～4時
場所：町長室
＊あらかじめ総務課までご連絡ください
（☎275-8153）

▶消費生活無料相談
日時：2月14日（金）
午前10時～正午
場所：中央公民館2階

▶行政相談
日時：2月19日（水）
午後1時～3時
場所：中央公民館2階
＊各会場へ直接おこしください
問い合わせは企画財政課まで
（☎275-8154）

▶教育相談
日時：祝日を除く火・水・木の
午前9時～午後4時
場所：中央公民館2階
＊直接会場へおこしください
問い合わせは町青少年育成カウンセラーまで （☎275-6951）

▶心配ごと相談
日時：2月12日（水）
午後1時30分～3時30分
場所：社会福祉協議会

▶生活福祉資金相談
日時：2月12日・26日（水）
午後1時30分～3時30分
場所：社会福祉協議会
＊各相談ともあらかじめ町社会福祉協議会までご連絡ください
（☎275-0640）

▶結婚相談
日時：2月22日（土）
午後1時30分～4時
場所：総合会館2階
＊直接会場へおこしください
問い合わせは町結婚相談所まで
（☎275-1881）

お知らせ

▶ボカシつくり会
日時：2月20日（木）
午後1時～
場所：総合会館裏
＊問い合わせは環境経済課まで
（☎275-8355）

ご意見

▶町へのご意見箱（ホームページ）
http://www.town.showa.yamanashi.jp/chosei/koe.php
ご意見やご要望、日ごろ町政についてお気付きのことを町のホームページからお寄せください

成人おめでとう

1月12日（日）、「平成26年 第67回 昭和町成人式」が総合会館において挙行され、２００名の皆さんが成人を迎えました。
式典には１３０名が参加し、あでやかな振袖や真新しいスーツに身を包んだ新成人が、気持ちを新たに大人の仲間入りをしました。

代表して記念品を受け取った
塩澤ちあきさんと森嶋大智さん

新成人代表として
誓いの言葉を述べた
志村 旭さん

まちのわだい

町内の「地域情報」を紹介するコーナーです。
あなたの身近な話題、お待ちしています♪
（企画財政課 広報担当 ☎ 275-8154、kikaku@town.yamanashi-showa.lg.jp）

ファミサポ秋祭り

11月30日（土）、総合会館でファミリーサポートしょうわの交流会である「ファミサポ秋祭り」が開催されました。

総会の部では、預かっている方から「自分の子供にはできなかったけれど、今は預かった子供のためだけに時間を使っている」「迎えにきたママを見つけた時の笑顔が愛おしい」等の意見が発表され、子供を大切に思う温かい気持ちに包まれました。また、祭りの部では、ペン立ての工作や劇団ぶーらんのマジックショーなどで楽しんでいました。

昔の農機具を使ったよ

12月17日（火）、西条小学校の３年生が、昔の農機具を使って大豆の選別を行いました。使ったのは、唐箕と足踏み脱穀機のほか、箕と呼ばれるふるいなど。子供たちは昔の農機具に興味しんしん。力いっぱい唐箕を回したり、一粒一粒手で選り分けたりして、約30kgの大豆を選別しました。なお、大豆は大粒で甘みが強く、幻の大豆と言われる曙大豆。今月2月に、豆腐づくりに挑戦するそうです。

信号機新設

12月10日（火）、イオンモール甲府昭和店南東の東西線交差点に、信号機が新設されました。この交差点は、常永土地区画整理事業で新設された東西線と交差する交差点で、交通事故の多発する危険個所として、かねてから信号機の設置が切望されていました。真新しい横断歩道も引かれ、歩行者も安心して通行できますね。

ドライバーの皆さん、信号機は設置されましたがくれぐれも安全運転をお願いします。

お相撲さんとお餅つき

12月17日（火）、富士桜学園で恒例の餅つき大会が行われました。例年、お相撲さんを迎えて行っているという餅つき大会。大きなお相撲さんが餅つきをする様に、子供たちは大喜び。つきたてのお餅や本場のちゃんこ鍋を食べて、一足早いお正月を楽しみました。

朝日山部屋の力士 受盤さんが訪れました

小正月　獅子舞

1月11日（土）～14日（火）、町内各地区で獅子舞、まゆ玉団子作り、どんどん焼きなどの小正月の行事が行われました。

獅子舞というと大人が舞うものが一般的ですが、西条二区では、昔から子供たちが獅子舞を舞っています。「悪魔っぱらい！」と先導の子が叫んでから、「もうせー、もうせー、お祝いもうせー」と、皆で囃してから舞うのが昔からの習わしだそうです。

西条二区

飯　喰

また飯喰の獅子舞では、例年、中学生も太鼓の叩き手として参加。獅子舞とともに家々を巡り、お獅子と呼吸を合わせ、元気いっぱいに調子を打ち鳴らしました。なお、獅子舞を舞ってもらった家では、お菓子を用意して、訪れた子供たちにふるまうのが慣例だそうです。「年々、子供が多くなってお菓子の準備が大変」と嬉しい悲鳴もあるようですが、大きなビニール袋いっぱいにお菓子をもらった子供たちは、嬉しそうに小正月の獅子舞を楽しんでいました。